

瑞穂監第44号

平成30年 2月 1日

瑞穂市長

棚橋敏明様

瑞穂市議会議長

藤橋礼治様

瑞穂市監査委員 井上 和子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「環境課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「環境課」における平成29年4月1日から平成29年9月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「ごみ分別」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員制定）に準拠し監査を行った。

環境課は、課長以下5名の職員と補助職員2名で次の事務を行っている。

- (1) 環境衛生に関すること。
- (2) 一般廃棄物に関すること。
- (3) 美来の森（みらいのもり）、巣南集積場に関すること。
- (4) 空閑地に関すること。
- (5) 公害に関すること。
- (6) 狂犬病予防に関すること。
- (7) し尿処理に関すること。
- (8) 浄化槽の設置及び補助に関すること。
- (9) 地球温暖化対策事業に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成29年12月4日（月）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「ごみ分別」の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

「環境課」における財務の執行状況は、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成29年9月末現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	157,828,000	49,683,968	31.5
歳出	914,431,000	370,305,223	40.5

(1) 一般廃棄物処理基本計画について

当市における「ごみ分別」は、ごみの減量化とリサイクル率向上を目標に定めた「一般廃棄物処理基本計画」(以下、本計画という。)の基本観点に位置付けられており、本計画を監査の対象とした。

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度の10年間であり、平成30年度を見直し期間と定めている。

本計画では、当市のごみを、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ等に分別し、ごみ減量化に向けて「1人1日あたりごみ総排出量」と「リサイクル率」を数値目標に定め、17の具体的な取り組みを掲げている。

環境課の提出資料によると、数値目標と具体的な取り組みの進捗状況は以下のとおりである。

(表1) 数値目標

数 値 目 標		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H35
1人1日あたりごみ 総排出量 (g)	目標値	760	754	747	741	735	730	702
	実績値	705	732	712	700	—	—	—
	差引*	▲55	▲22	▲35	▲41	—	—	—
リサイクル率 (%)	目標値	20.3	20.3	20.3	20.4	20.4	20.4	20.6
	実績値	15.5	14.0	11.9	11.9	—	—	—
	差引	4.8	6.3	8.3	8.5	—	—	—

※実績値からの差引で表記

(表2) 17の具体的な取り組み

具体的な取り組み	取 組 状 況
① 可燃ごみ及び資源ごみの収集回数を見直します。	廃棄物減量等推進委員会(H26年6月)で理解が得られず、見直しはできていません。次回見直しの際に検討します。
② 小・中学生のごみに関する学習の機会を提供します。	学校からの求めに応じ、出前講座を実施しています(H28:穂積北中学校)。施設見学(美来の森)は、安全確保上、現在は実施していません。
③ 家庭での生ごみの減量や堆肥化を推進します。	生ごみ処理容器購入費助成を、広報誌・ホームページで周知しています。
④ マイバッグ持参運動を推進します。	市内の商業施設でレジ袋有料化に取り組んでいただいています。
⑤ フリーマーケット等ごみにしない取り組みを進めます。	美来の森でのフリーマーケット(5月・11月)を後援しています。

⑥ ごみ分別手引やホームページで分別方法等の情報を、分かりやすく提供します。	平成 27 年度に「ごみ分別の手引き」を全世帯に配布し、ホームページにも掲載しています。
⑦ 事業系ごみについて広報やホームページにて情報提供や啓発を実施します。	ホームページで実施しています。平成 28 年度はリサイクル推進記事を追加しました。
⑧ 多量排出事業者に対して減量化を指導します。	実施していません。
⑨ 穂積地区と巢南地区の分別区分を統一します。	平成 27 年 7 月から、旧穂積地区でプラスチック製容器包装、旧巢南地区で陶磁器・ガラスのステーション回収を開始しました。
⑩ 美来の森を資源ごみの持ち込み拠点として整備します。	平成 31 年度以降に実施予定です。
⑪ 空き容器回収機の運用方法を検討します。	廃止の方針であり、段階を踏んでおむね 10 年を目途に考えています。
⑫ 小型家電の資源化を進めます。	平成 26 年度からピックアップ回収を実施しています。
⑬ 子供会、PTA や自治会などによる集団回収を促進します。	資源類集団分別回収奨励金を交付しており、未申請団体にも呼びかけます。
⑭ 民間回収ルートによる資源化率の把握方法を検討します。	平成 29 年度に、市内無料回収所等の調査を実施する予定です。
⑮ 地域と連携し、収集ステーションの配置や管理のあり方を検討します。	自治会長、廃棄物減量等推進員から相談を受けたら、即時対応に努めています。
⑯ 高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集を検討します。	実施していません。シルバー人材センターの活用などを検討します。
⑰ 市の事務・事業でグリーン購入・契約を推進します。	コピー用紙の再生紙利用を定め、実践しています。

このほか、本計画の答申書に付帯事項としても記された旧穂積地区のプラスチック製包装容器と旧巢南地区の陶磁器・ガラス分別収集は、平成 27 年度から、全市内ステーション回収を始めて統一されたが、収集回数は統一されておらず、旧穂積地区は月 1 回、旧巢南地区が月 2 回のままである。

また、今後の取り組みとして、高齢者・障がい者世帯のごみ出し支援を重点項目とし、新たに食品ロス対策について取り組むとの説明があった。

(2) ごみ処理に係る収支等について

環境課の提出資料によると、ごみ処理の収支は、以下のとおりである。

(表3) ごみ処理に係る収支等

単位：千円

区 分		H25	H26	H27	H28	H29*
ごみ処理費用 計		623,859	665,129	666,778	656,615	273,399
内 訳	可燃ごみ処理費	310,656	326,626	346,883	349,069	153,966
	資源・不燃ごみ処理費	77,269	79,355	87,275	90,387	37,807
	空き容器回収機管理費	45,927	38,412	26,719	26,719	11,133
	処分場管理費	43,809	46,850	50,169	44,115	29,948
	処分委託費	67,045	67,980	68,135	67,539	28,791
	その他(事務管理費等)	79,152	105,907	87,597	78,786	11,753
ごみ総排出量(t)		13,594	13,731	13,573	13,474	6,471
1t当り経費(千円/t)		45.9	48.4	49.1	48.7	42.2
財 源 内 訳	特定財源 計	96,480	97,188	101,095	88,859	47,717
	可燃ごみ処理手数料	61,710	63,017	61,825	60,672	31,179
	粗大ごみ処理手数料	16,492	15,808	17,734	17,161	9,296
	剪定木処理手数料	1,202	1,332	1,465	1,212	435
	レジ袋寄附金等	242	198	317	202	289
	広告掲載料	0	0	0	200	550
	廃棄物売払収入等	16,834	16,833	19,753	9,412	5,969
	一般財源 計	527,379	567,941	565,683	567,756	225,681
財源充当率(特定財源)		15.5%	14.6%	15.2%	13.5%	17.5%

※H29：9月末現在

2 「ごみ分別」について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	数値目標について	(表1)のとおり、1人1日あたりのごみ総排出量は、目標を各年度とも達成しているが、リサイクル率は、目標を達成できていない。	<p>環境課によると、1人1日あたりのごみ総排出量は最終目標値を達成できる見込みであるが、リサイクル率は達成困難な状況であるとのことである。</p> <p>達成困難な状況が見込まれるのであれば、見直し期間まで待つのではなく、随時見直すべきである。</p> <p>また、1人1日あたりのごみ総排出量も、目標達成に止まることなく、更なる減量化を考えて頂きたい。</p> <p>当初に目標を設定した後、絶えず進捗率は検証し、必要とあればすぐに見直すなど実効性のあるものにしていただきたい。</p>

番号	内容	監査の結果	監査の意見
2	17 の具体的な取り組みについて	<p>(表2)のとおり、進捗状況は、達成済2件、取組中9件、取組予定1件、検討中2件、未達成3件に大別される。</p> <p>内訳は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未達成 ② 取組中 ③ 取組中 ④ 取組中 ⑤ 取組中 ⑥ 達成済 ⑦ 取組中 ⑧ 未達成 ⑨ 達成済 ⑩ 検討中 ⑪ 検討中 ⑫ 取組中 ⑬ 取組中 ⑭ 取組予定 ⑮ 取組中 ⑯ 未達成 ⑰ 取組中 	<p>これらの取り組みのうち、⑥については、旧町単位で相違したごみの分別区分を統一化したことにより達成できたものであるが、①が未達成のとおり、収集回数がまだ統一されていない。これでは、収集区分が細かくなる分、手間がかかるだけとなり、経費削減には結びつかない。</p> <p>ごみの分別区分によるごみの減量化が、費用対効果の改善に繋がるよう取り組んでいただきたい。</p> <p>計画策定から3年経つが、その半数がまだ取組中であり、成果が見えていないので、早期目標達成に向けて努力していただきたい。</p> <p>未達成の⑧については、前回の監査指摘事項では、措置済とされたものである。指摘事項を、その場限りとせず、継続して取り組んでいただきたい。</p>
3	廃棄物減量等推進審議会について	<p>廃棄物減量等推進審議会は、「瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第2条の規定に基づき設置されるが、平成26年3月の「一般廃棄物処理基本計画」の答申以降、諮問案件がなく開催されていない。</p> <p>現在は委員の選任もされていない。</p>	<p>「一般廃棄物処理基本計画」は5年ごとに見直すとなっているが、本計画で示された数値目標は、1人1日あたりのごみ総排出量は平成28年度に目標達成、リサイクル率は達成困難な状況が判明している。であれば、重要な施策の変更案件として、計画の実現性を見直し、数値の再設定、新たな取り組み等を提言すべきである。</p> <p>諮問・答申だけの審議会ですべて終わることなく、その後の推進状況・管理等を見届け、積極的な施策提言に結びつけるような仕組みにしていただきたい。</p>

番号	内容	監査の結果	監査の意見
4	ごみ処理費用について	<p>当市に係るごみ処理費用は(表3)のとおり、「可燃ごみ処理費」「資源・不燃ごみ処理費」は毎年、増嵩している。</p> <p>一方、ごみ総排出量は、平成26年度をピークに減少に転じている。</p> <p>また、ごみ処理に係る財源内訳は、ほぼ一般財源であり、特定財源は僅かである。</p>	<p>環境課によると、可燃ごみ、資源・不燃ごみに係る費用のうち収集・運搬費は処分量に応じたものでないため、ごみの減量化は直接費用削減につながらないとの説明があった。</p> <p>確かに、ごみ収集区分を統一できても、収集回数が統一できていない現状では、費用対効果の期待はできない。</p> <p>しかし、少なくとも、市民に応分の負担を求めるにも限りがあり、毎年6億円以上かかる経費の殆どを一般財源で賄っている状況は、市民と危機感をもって共有すべきである。</p> <p>市は、積極的に説明責任を果たし、ごみ分別によるごみの減量化が経費削減と結びつくような有効な手立てを市民と協働して講じていただきたい。</p>
5	処分場管理費(美来の森)について	<p>平成28年度の美来の森施設管理業務委託については2,744,650円の不用額が発生し、市に戻入れている。</p>	<p>環境課によると、平成28年度は作業員の有休取得が少なく、代替賃金が不用になったとのことであるが、そもそも当初見積りが適切であったか、甚だ疑問である。</p> <p>今後、契約にあたっては適切に見積もっていただきたい。</p>
6	ごみ袋広告掲載について	<p>平成28年度より募集を開始しており、平成29年度は2社の応募により55万円が歳入された。</p>	<p>財源確保の観点から、この取り組みは評価できるが、環境課によると、応募状況は芳しくないとのことであった。</p> <p>広告主が積極的に応募する取り組みを考えていただきたい。</p>

番号	内容	監査の結果	監査の意見
7	ごみ袋の在庫管理について	ごみ袋は、両庁舎にそれぞれ保管され、帳簿で管理されているが、受払記録簿が見当たらない。穂積庁舎倉庫には平成 18 年以前分があったが、以降の記録はない。	棚卸資産を帳簿だけで管理することは甚だ不適切である。 在庫管理は、帳簿と現場を必ず確認していただきたい。

3. その他について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
8	リサイクルカード交換品の管理状況について	瑞穂市ふれあい公共公社に委託しており、現在、市民センター・巢南公民館で保管・管理されている。 在庫管理は、公社職員が毎日集計した数量をタブレット端末に入力して管理している。	交換品の管理は、瑞穂市ふれあい公共公社に全て任せるのではなく、環境課も、定期的に帳簿と在庫数の確認をすべきである。
		交換品のうち、図書カード、トイレットペーパーは報償費で購入しているが、ごみ袋だけは需用費で購入している。	交換品名目の支出であれば、ごみ袋も報償費として執行すべきである。ごみ袋の在庫管理と合わせて徹底していただきたい。
9	オイルフェンス・オイルマットについて	オイルフェンスは両庁舎に 1 本、オイルマットは巢南庁舎の万国旗型 2 箱・吹き流し型 1 箱・マット型 3 箱保管してあるが、管理台帳は見当たらない。	河川流出事故等は、一旦発生すると、大量のオイルマット等が必要となり、平成 28 年度決算においては、予備費を充用する事例が発生しており、管理台帳もない現状では適切な管理とは言い難い。 在庫を適切に管理して非常時に備えていただきたい。
10	予算執行について	執行内容について、経理簿を試査したところ、旅費の中に高速道路使用料が含まれていた。	環境課によると、既に訂正したとのことであるが、本指摘を受けるまで気付かなかった点は、問題である。執行内容を再確認すべきである。 伝票チェックは会計課がしてくれるだろうという考えを持たず、課内でも必ずチェックして再発防止に努めていただきたい。

番号	内容	監査の結果	監査の意見
11	つり銭管理について	<p>会計管理者より環境課長へ現金出納員取扱現金として、60,000 円のつり銭が交付されている。</p> <p>この内、38,000 円が剪定木、粗大ごみ用のつり銭として瑞穂市ふれあい公共公社へ渡されている。</p> <p>また、生涯学習課においても、130,000 円が市民センター・総合センター・巢南公民館のつり銭として瑞穂市ふれあい公共公社へ渡されていることが確認された。</p>	<p>瑞穂市ふれあい公共公社へは、「地方自治法施行令第158条第1項による歳入の収納事務の委託の告示」に基づき、粗大ごみ・剪定木・市民センター・総合センター・巢南公民館等の手数料徴収事務を委託している。</p> <p>地方自治法第171条第3項の規定に基づく現金出納員は市の職員以外に命じることとはできないので、現金出納員取扱現金として交付したつり銭を、瑞穂市ふれあい公共公社へ渡すことは誤りである。</p> <p>早急に改善すべきである。</p>

以上